

Ⅲ 各論

感染の各発生段階において行う対策については、次のとおりです。

1 未発生期

対策分野	対 策 等
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 市行動計画等を作成し必要に応じ見直しを行います。・ 北海道や他の市町等と連携を強化し発生に備えます。
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none">・ 国や北海道からの情報収集と市民等への情報提供体制の整備に努めます。・ 発生時において国からの要請に基づき設置する市民からの一般的な相談に対応するコールセンター等の設置準備を進めます。
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none">・ 市民等に対しマスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策と自分の発症を疑う場合の相談窓口について普及と理解促進を図ります。・ 防疫措置等の体制整備について、国や北海道、近隣市町との連携を強化し、国や北海道の要請に応じ適宜協力します。
(4) 予防接種	<ul style="list-style-type: none">・ 特定接種について、国が実施する登録事業者の登録業務について必要に応じて協力します。・ 住民接種については、市を実施主体として原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。・ 速やかに住民接種することができるよう近隣市町や医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。
(5) 住民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等発生時における要援護者の把握と感染期における生活支援等の対応について、国からの要請に対応し、北海道と連携して具体的な手続きを構築します。・ 北海道が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際や火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に連携します。・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し又は施設及び設備を整備等します。